

総合スポーツゾーン全体構想策定検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 県民総スポーツの推進拠点として整備する総合スポーツゾーンの全体構想の策定に当たり、学識経験者等の専門的見地から広く助言等を得るため、総合スポーツゾーン全体構想策定検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討委員会は、次の事項を所掌する。

- (1) 総合スポーツゾーン全体構想の検討に関すること。
- (2) その他総合スポーツゾーン全体構想の策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 検討委員会は、委員13名以内をもって組織する。

- 2 委員は、学識経験等のある者のうちから知事が委嘱する。
- 3 委員の任期は、委嘱の日から平成26年3月31日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 検討委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指定する委員がその職務を行う。

(運営)

第5条 検討委員会は、必要の都度、委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、検討委員会に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴取することができる。

(事務局)

第6条 検討委員会の事務局は、総合政策部総合政策課及び地域振興課、県土整備部都市整備課並びに教育委員会事務局スポーツ振興課に置く。

- 2 検討委員会の庶務は、総合政策部総合政策課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年5月17日から施行し、平成26年3月31日限り、その効力を失う。
- 2 第5条第1項の規定にかかわらず、この要綱施行後の最初の検討委員会は、知事が招集する。